

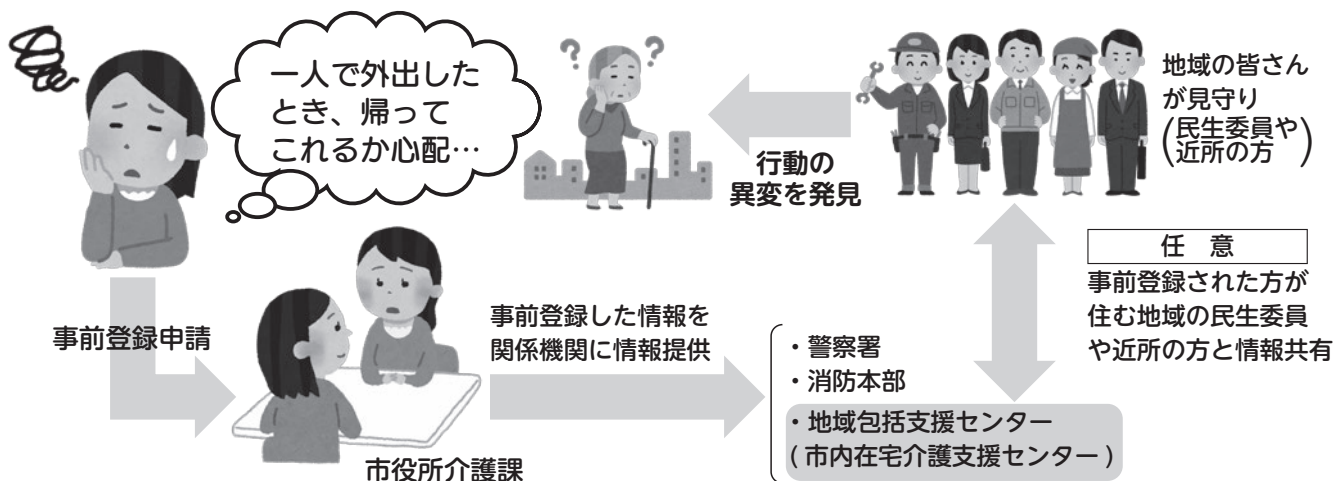
認知症高齢者等見守り・SOSネットワークについて

見守り・SOSネットワークとは？

認知症高齢者の方やその疑いのある方は、記憶力や判断力が低下し道や場所を間違えるなど、家に戻れなくなることがあります。

行方不明を未然に防止し(見守り)、行方不明になった場合はできるだけ早く発見する(生命を守る)ため、市や警察署をはじめ関係機関、地域の方々などの協力を得て、地域ぐるみで取り組むネットワークです。

事前登録・情報提供の流れ



まずは事前登録を！

認知症等により行方不明になる心配がある方の身体的特徴や写真などを事前登録できます。

事前登録しておくことで、その情報を元に警察の捜索や関係者による地域の発見活動を早期に開始できます。

【登録対象者】	次の①～③のすべてに該当する方が対象となります。 ①つがる市に住民登録している方 ②つがる市(在宅)で生活している方 ③認知症の方、または認知症が疑われる方
【申請者】	次のいずれかに該当する方が申請できます。 登録対象者・登録対象者の配偶者・同居の家族・4親等内の親族・法定代理人
【登録情報の共有】	登録した情報は、市役所、警察署、消防本部、地域包括支援センター、市内在宅介護支援センターで共有します。 任意で、地域の見守り関係者と情報を共有することもできます。
【申請方法】	以下の書類をそろえて、郵送または市役所窓口に提出してください。 ①つがる市認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業事前登録申請書 ※申請書は市役所1階介護課で配布しているほか、市ホームページからも取得できます。 ②申請者の本人確認書類の写し(医療保険証または運転免許証) ③登録対象者の写真(全身・顔)。なるべく直近に撮影したもの。

もし、行方不明になったら？

「高齢者がいない」と気づいたら、まずは警察署(110番)に連絡しましょう。

関係機関では、登録対象者の情報を共有し、早期発見・保護に可能な範囲で協力します。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111 (内線243)

農地基本台帳登載証明書の交付申請について

農業用軽油引取税免税証交付申請に必要な「農地基本台帳登載証明書」の交付申請を随時受け付けています。法人等は法人印等を、共同申請の場合は「免税軽油共同使用者証」を、同一世帯以外の申請は「免税軽油使用者証」を持参し、農業委員会（市役所3階）までお越しください。

※使用者証がない場合や共同使用者証の名義と農業委員会の経営主が異なる場合は、委任状を提出してください。

農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるもの）をすべて受託している農家で、免税措置を受ける方は、「農作業受委託契約書」と法人等は法人印等を持参して申請してください。

手数料は1名分300円です。午前の申請は込み合いますので、午後の申請をお勧めします。

稲垣出張所、車力出張所、つがる出張所でも以下のとおり受け付けします。

新型コロナウイルスの感染防止のため「マスク」の着用、検温および換気などにご協力ください。熱のある方や体調がすぐれない方は来庁を控えてください。

場 所	受 付 日 時	備 考
稲垣出張所	10月25日(月) 9時30分～16時	「耕作（農作業受委託）証明」は交付できません。
車力出張所	10月26日(火) 9時30分～16時	
つがる出張所 (イオンモールつがる柏内)	毎日（※12月29日～1月3日は除く） 10時～19時	「共同の場合の台帳登載証明書」と「耕作（農作業受委託）証明」は、交付できません。

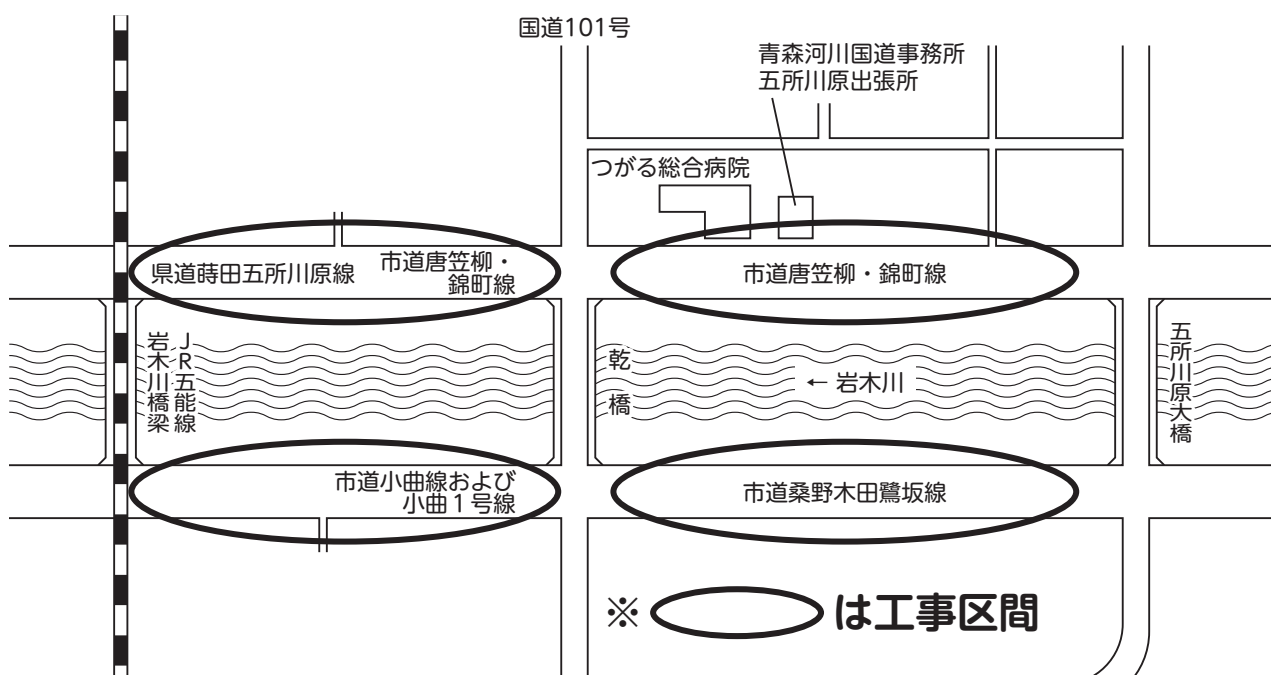
【問い合わせ先】 農業委員会事務局（市役所3階） 電話23-3622(事務局直通)

堤防工事のお知らせ

岩木川の河川改修事業に伴い、五所川原市およびつがる市の（JR五能線岩木川橋梁～五所川原大橋）区間で、堤防工事を実施します。

工事に伴い堤防上の道路を通行止めになります。通行止めの期間や区間など詳細は工事現場の看板でお知らせします。期間中は、ご通行される皆さまには大変ご不便をおかけしますが、当面の間、周辺道路をご利用ください。ご協力とご理解をお願いします。

〔工事期間：令和3年10月初旬～令和4年3月31日〕



【問い合わせ先】 東北地方整備局 青森河川国道事務所 工務第一課 電話017-734-4531